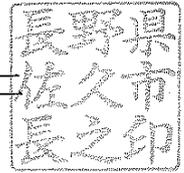




30佐総第230号
平成31年3月22日

佐久市代表監査委員
篠原 捷四 様

佐久市長 柳田 清二



平成30年度定期監査等の監査結果に関する報告に対する対応について（通知）

平成31年2月5日付、30佐監第38号で提出のあったこのことについて、
別紙のとおり通知します。

平成30年度定期監査報告等への対応一覧表

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の対応・考え方等
○財政援助団体等監査報告		
経済部 耕地林務課	佐久土地改良区 <p>土地改良区の事業は、農業生産の基盤整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択拡大及び農業構造の改善に資することを目的としています。市からの交付金は、これらの事業実施に係る運営経費に対して交付され、土地改良区の安定的な運営及び幹線用水路の適正な維持管理を図るための事業に活用されています。</p> <p>今後、土地改良事業においては農業水利施設の老朽化に伴い施設更新が必要となってくることから、既存施設の効果的・効率的な活用による長寿命化への取り組みが重要と考えます。また、佐久平駅周辺の開発等の影響により、毎年組合員数及び地区面積が減少しています。これに加え農家の高齢化が進み、担い手不足及び耕作放棄地の増加等が大きな課題となっています。</p> <p>こうした状況下において、土地改良区の役割は益々重要となってきています。農業水利施設の健全な維持管理のための費用は増加が予想されるなか、市民が良好な生活を営むうえで、土地改良区の管理運営体制の強化は必要不可欠なものです。また、平成31年4月1日施行の改正土地改良法では、昨今の土地改良事業をめぐる社会経済情勢の変化に適切に対応するため所要の改正が行われました。改正法では、決算関係書類として貸借対照表の作成が義務付けられています。今後、施設の維持管理・更新を計画的に実施していくため、財産及び財務状況等を的確に把握し、組合員負担が抑制されるよう積立金の効果的な活用等により、より一層の経営健全化に取り組まれることを期待します。</p>	<p>市では、土地改良区の運営について、安定した運営が維持されるよう、その都度、協議を行い連携を図っています。</p> <p>また、土地改良区は、現在も計画的に施設維持管理事業を進めていますが、改正土地改良法により、今後は、財産及び財務状況等を的確に把握したうえでの維持管理が求められます。組合員減少や施設改修費用の増加等の課題がありますが、市としても、より一層、事業推進が図れるよう連携していきたいと考えます。</p>